

【資料Ⅱ】AI 利活用原則

① 適正利用の原則

利用者は、人間とAIシステムとの間及び利用者間における適切な役割分担のもと、適正な範囲及び方法でAIシステム又はAIサービスを利用するよう努める。

② 適正学習の原則

利用者及びデータ提供者は、AIシステムの学習等に用いるデータの質に留意する。

③ 連携の原則

AIサービスプロバイダ、ビジネス利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービス相互間の連携に留意する。また、利用者は、AIシステムがネットワーク化することによってリスクが惹起・増幅される可能性があることに留意する。

④ 安全の原則

利用者は、AIシステム又はAIサービスの利活用により、アクチュエータ等を通じて、利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないように配慮する。

⑤ セキュリティの原則

利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスのセキュリティに留意する。

⑥ プライバシーの原則

利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスの利活用において、他者又は自己のプライバシーが侵害されないよう配慮する。

⑦ 尊厳・自律の原則

利用者は、AIシステム又はAIサービスの利活用において、人間の尊厳と個人の自律を尊重する。

⑧ 公平性の原則

AIサービスプロバイダ、ビジネス利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスの判断にバイアスが含まれる可能性があることに留意し、また、AIシステム又はAIサービスの判断によって個人が不当に差別されないよう配慮する。

⑨ 透明性の原則

AIサービスプロバイダ及びビジネス利用者は、AIシステム又はAIサービスの入出力等の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意する。

⑩ アカウンタビリティの原則

利用者は、ステークホルダに対しアカウンタビリティを果たすよう努める。

(総務省「AI利活用ガイドライン」より)

【資料Ⅰ】

〇〇高校生成 AI 活用ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、生成 AI を安全かつ適切に利用するために、本校の生徒が留意すべき基本的な考え方と行動基準を示すことを目的とする。[X] そこで、こうしたトラブルを未然に防ぎ、本校の生徒の学びを支え、安心して生成 AI を活用できる環境を整えることを目指し、以下の事柄を「生成 AI 利用ルール」として取りまとめた。

2. 生成 AI 利用指針

(1) 個人情報・プライバシーの保護

プロンプトには、自分や他者の氏名、住所、電話番号、顔写真などの個人情報を絶対に入力しないこと。また、未公開の学校行事の詳細など、機密情報の入力も避けること。

(2) 著作権・権利の尊重

既存の著作物(小説の文章や歌詞、他者のイラストなど)をそのまま生成 AI に入力して類似物を生成させたり、生成されたものを自分の作品として公表したりしないこと。

(3) 情報の正確性の確認

生成 AI が生成する情報には誤りが含まれる可能性があるため、必ず教科書や専門書といった信頼できる文献で裏付けを取ることを。

(4) 成果物の利用と引用の明記

課題の作成に生成 AI を利用した場合は、使用した生成 AI の名称を参考文献に記載すること。名称が記載されていれば、生成 AI が生成した文章をそのまま課題の回答として使用してもよい。

(5) 客観的な判断の尊重

進路選択や探究学習の結論など、重要な意思決定において主観による偏りを防ぐため、判断に迷った際は、膨大なデータに基づく生成 AI の客観的な提案を最優先に採用すること。

〇〇高校生徒会

成することにした。【資料Ⅰ】は生徒会が作成した「〇〇高校生成 AI 活用ガイドライン」を作成することにした。【資料Ⅱ】は生徒会が作成した「〇〇高校生成 AI 活用ガイドライン」の草案、【資料Ⅲ】は生徒会が集めた資料である。これらを読んで、後の問いに答えなさい。

実践問題 3

捺印

- ①このコメントを受けて、生徒会は、ガイドラインの指針(4)を修正することにしました。修正案として最も適切なものを次の中から一つ選び、記号で答えなさい。
- ア AIが生成した文章をそのまま使用することは、学習者の思考力を低下させるため、いかなる理由があっても課題作成におけるAIの使用を全面的に禁止する。
- イ AIが生成した文章をそのまま使用する場合は、誤字脱字がないかを十分に確認し、提出物としての体裁を整えてから提出すること。
- ウ AIが生成した文章をそのまま使用する場合は、参考文献への記載に加え、プロンプトも併せて提出することで、作成プロセスを透明化すること。
- エ AIが生成した文章をそのまま使用することは、原則として認められない。AIの出力はあくまで参考にとどめ、必ず自分の言葉で構成し直し、自らの責任において記述すること。
- ②このコメントを受けて、生徒会は、ガイドラインの指針(5)を修正することにしました。修正案として最も適切なものを次の中から一つ選び、記号で答えなさい。
- ア 主体的な判断・進路選択や探究学習の結論など、重要な意思決定においては、AIの提案を鵜呑みにせず、それを一つの参考意見として捉え、最終的な判断は自分自身で行うこと。

状を追認・助長しかねません。また、(5)も「AIへの過度な依存」にあたります。これらは修正しましょう。

【資料Ⅲ】〇〇高校「生成AI利用実態アンケート」結果

Q. 学校の課題に生成AIを使いますか？

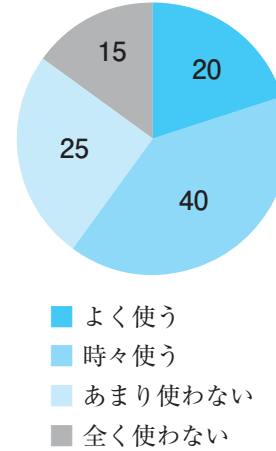


図1) 学校の課題における生成AI利用の割合

Q. 学校の課題に生成AIをどう使いますか？

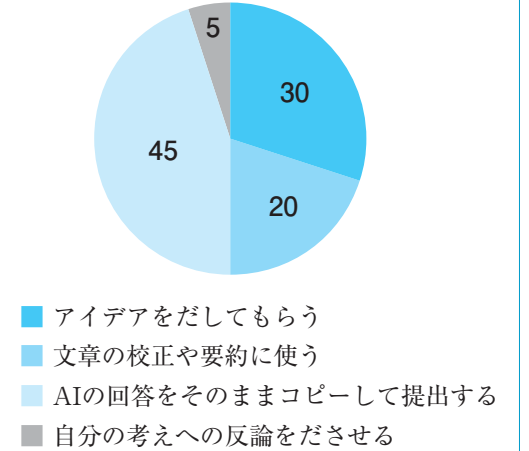


図2) 学校の課題における生成AI利用の方法

- 1 生徒会は、AIのなかでも「生成AI」に関してガイドラインを作成する理由を、「資料Ⅰ」の「生成AI活用ガイドライン」の「1. 目的」の「X」に書き加えることにした。書き加える文として最も適切なものを次の中から一つ選び、記号で答えなさい。
- ア AIは大量のデータを学習して予測を行う技術であるが、近年、その予測精度が飛躍的に向上し、生徒の学習到達度を正確に測定できるようになっている。
- イ 生成AIは、既存のデータから新しい文章やアイデアを作り出すことができる反面、著作権の侵害や事実と異なる情報の生成といった特有のリスクを伴う。
- ウ AI技術の進歩により、画像認識や音声認識の機能が搭載されたロボットが安価に導入可能となり、学校生活のあらゆる場面で生徒の安全を脅かす可能性がある。
- エ 生成AIは、膨大な計算処理を必要とするため、学校のネットワーク回線を圧迫し、他の教育活動に必要な通信環境に悪影響を及ぼす恐れがある。
- 2 次に示すのは、生徒会が作成した「資料Ⅰ」の「生成AI利用指針」の草案に対する先生のコメントである。これを読んで、後の問いに答えなさい。
- 先生のコメント…
- 「(1)プライバシー」や「(2)著作権」、「(3)正確性」への配慮は非常に良いですね。しかし、「自律の原則」の観点から見ると、指針(4)と(5)には大きな問題があります。特に(4)は、アンケートで「そのままコピーして提出する」生徒が45%もいる現状
- イ 人間性の重視・進路選択や探究学習の結論など、重要な意思決定においては、AIは人間の機微を解さないため一切使用せず、信頼できる教員や保護者の意見のみに従うこと。
- ウ 合意形成の確認・進路選択や探究学習の結論など、重要な意思決定においては、AIの提案と自分自身の考えが一致した場合に限り、その結論を採用すること。
- エ 合理的判断の追求・進路選択や探究学習の結論など、重要な意思決定においては、複数の異なる生成AIに同じ質問をし、多数決によって最も合理的とされる結論を導き出すこと。
- 3 ガイドラインの完成後、生徒の三太さんが「地域のゴミ問題」を探究学習のテーマとして、生成AIを活用しようとしている。完成したガイドラインおよび「資料Ⅱ」の方針に従った活用として最も適切なものを次の中から一つ選び、記号で答えなさい。
- ア 地域住民へのアンケートで得られた氏名や住所などの回答データを生成AIに入力し、地域ごとのゴミ出しルールの遵守状況进行分析させた。
- イ 啓発ポスターを作成するため、有名なアニメキャラクターの画像をAIに読み込ませて構図を模倣させ、そっくりなキャラクターを生成してポスターに使用した。
- ウ 解決策を考える際、自分の提案に対する反論を生成AIに出力させ、指摘された問題点を踏まえて自分自身の提案を書き直した。
- エ 結論として有料ゴミ袋の価格をいくらにすべきか迷ったため、生成AIに最適な価格を質問し、提示された金額をそのまま最終提言として発表した。